

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
柏崎市
- 2 構造改革特別区域の名称
柏崎市保育園看護師配置補助要件緩和事業特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
柏崎市の全域

4 構造改革特別区域の特性

柏崎市は、三階節で名高い米山をはじめ、黒姫山、八石山、西山連峰の山々の懷に抱かれ、豊かな恵みを受けつつ、福浦八景や砂丘地など変化に富んだ42kmの海岸線から佐渡島を望む風光明媚な地方都市である。平成22年に市制施行70周年を迎えた。発足以来、近隣町村を合併し、現在は柏崎刈羽圏域の中心都市の役割をはたしている。道路、鉄道、港湾等の整備促進によって交通の要衝としての地位を確立し、原子力発電所の建設とそれに伴う地域振興整備、北陸自動車道の全線開通、田尻工業団地の造成、ソフトパークの整備、新潟産業大学・新潟工科大学の4年制大学の開学、東本町まちづくり事業、学園まちづくり事業など、大規模なプロジェクトを推進してきた。

本市の人口は昭和22年の123,230人(臨時国勢調査)を頂点として、高度経済成長時代を迎え人口の大都市集中化が進展する中で、本市も人口供給地域として昭和45年までの間に急激な人口流出を続けてきたが、昭和50年国勢調査の93,900人を底として増加の基調に転じた。しかし、原子力発電所の全号機完成、市内大手企業の撤退・縮小による従業員の転出及び市外への進学等により、平成12年調査で再び減少に転じ、平成17年調査による本市の人口は94,648人と、前回平成12年調査から3,248人(3.3%)減少しているが、世帯数は33,696世帯で前回より223世帯(0.7%)増加した。また、本市の最近の人口分布状況は、中央部では人口自体は平成7年を頂点に減少しているものの、その全市に占める割合は漸増している。一方、他の地区では人口、割合ともに漸減しており、特に過疎地域自立促進特別措置法が適用されている高柳町、西山町地域では、人口の減少と少子高齢化が進行している。

少子化に直面している本市においては、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「柏崎市次世代育成支援対策推進行動計画」(新かしわざきこども夢ぷらん)を策定し、社会全体で子育てを支援していく体制の再構築に取り組んでいる。上記の通り、人口の減少と世帯数の増加は、本市の少子高齢化、核家族化の進行を意味しているが、計画作成にあたり実施したアンケートで、少子高齢化、核家族化の実情が明らかとなった。

就学前児童を持つ保護者へのアンケート結果

	平成20年調査	平成15年調査
子どもの人数別世帯数	1人：30.0% 2人：50.3% 3人：17.3%	1人：30.8% 2人：51.1% 3人：14.7%
同居の形態	ひとり親：3.7% 核家族：62.5% 3世代：33.8%	ひとり親：2.0% 核家族：47.0% 3世代：50.8%
同居家族の人数	3人：17.2% 4人：36.3% 5人：19.6% 6人：11.8%	3人：16.3% 4人：27.7% 5人：19.3% 6人：21.6%
主に子どもの身の回りの世話をしている方	主に母：92.3% 主に父：1.2% 主に祖父母：5.8%	主に母：87.8% 主に父：1.0% 主に祖父母：10.3%

共働き世帯の増加、核家族化が進行していることから、家族や地域の結びつきが希薄になる中、子育ての協力者や仲間を得ることも難しくなり、子育てに対する家庭の負担や不安は増大している。親の悩みや不安は子どもの成長にさまざまな影響を及ぼすことが懸念され、子どもの健やかな成長のためには、保育サービスの向上だけでなく総合的な子育て支援策の充実を進める必要がある。

本市の保育園入園児童数については、入園希望者数は全体的に横ばいであるが、0歳児からの低年齢児保育の希望者が増加している。特に、低年齢児の預かり、病気や体調不良児への保育ニーズが高まっているため、未満児保育、障害児保育、延長・早朝保育、一時保育、病後児保育、休日保育などを実施し、多様な保育ニーズに対応した子育て支援を行っている。しかし、なかでも低年齢児の預かり、病気や体調不良児の対応については、保育ニーズが高まる一方、これらの保育の提供に当たっての鍵となる看護師又は保健師（以下「看護師等」という。）を配置している保育園が平成22年4月現在、30施設中、2施設、全体の6.7%と少ない状況となっている。

0歳で入園している園児数（人）

平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度見込		
4月	3月	差	4月	3月	差	4月	3月	差	4月	1月	差	4月	3月	差
50	102	52	58	110	52	66	125	59	56	120	64	61	121	60

5 構造改革特別区域計画の意義

近年、女性の社会進出や就労環境の多様化、核家族化に伴い、子育て世帯を取り巻く環境は複雑化しており、家庭における養育機能の低下とともに、保育ニーズが多様化する一方であり、特に0歳児からの低年齢児の預かりに関しては希望者が増加している。

そのため、保育園では親の子育ての負担軽減を図る等、より一層きめ細やかな保育サービスに対する取り組みが必要となっており、これらの需要に応えていく必要がある。

本特例措置の活用により、現状、30施設中2施設(6.7%)に止まっている、保育所への看護師等の配置を促進することで、低年齢児の預かり、病気や体調不良児の保育ニーズに対応し、更には園児の健康管理や保護者に対する保健指導を充実させ、保育サービスの向上はもとより、子育て中の家庭を含め、子どもの健やかな成長のための施策を推進する。

6 構造改革特別区域計画の目標

- ① 0歳児を預かる保育園への看護師等の配置を促進することにより、専門的な視点で子ども達の健康把握が可能となるとともに、保育士と連携しつつ、保護者が抱く子どもの保健・健康に対する質問への相談事業を実施し、安心して低年齢児を中心とする子どもを預けることができる環境を整備し、保育園が有する子育て支援の拠点機能を強化する。
- ② 入園児童の急な負傷や体調の急変、アレルギー児・障がい児・特別な支援を要する児童等への対応の充実を図る。
- ③ 衛生指導の徹底やインフルエンザ、感染性胃腸炎等の感染症の予防指導を適時に実施し、感染症予防の充実を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ① 体調が変化しやすく、個人差も大きい0歳児は子育て世帯にとっても不安が大きいが、看護師等の配置が促進されることで、安心して子どもを預け、相談することができる環境づくりが進み、子育て支援・仕事と家庭の両立支援が充実する。
- ② 看護師等の安定的な雇用の場が拡大し、雇用創出による地域経済の活性化が期待される。
- ③ 専門知識を持つ看護師等と保育士、保護者が連携し、インフルエンザ、感染性胃腸炎等の感染症の予防指導を適時に実施することが可能となり、保健衛生環境の向上及び感染症の拡大防止を図ることができる。

8 特定事業の名称

9 3 6 保育所における看護師配置補助要件の緩和事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

○子育て支援事業の充実

保育園では地域の子育て支援のため、未就園児とその保護者に対し園開放日を設け、子育ての不安や悩みの相談事業を行っている。相談の内容は子どもの健康面や病気等に関する事項が多く、保育士では答えられないこともあり、市の保健師の巡回を待つて相談に応じていたが、この特例措置により看護師等を置き、子育て支援室の相談機能の充実を図る。

○早期療育事業との連携

現在、本市では、早期療育事業として、出生児の発育状況を市の保健師が家庭訪問をしたり、1歳半健診、3歳児健診で把握を行い、心身の発達・成長に心配のある子どもに対して、早期療育支援を行うことで、保護者の不安解消を図っている。市の療育担当と保育所の看護師等との連携をすることで、園活動の関わりについての的確な助言を行うことができる。

○新かしわざきこども夢ぶらんの実施

柏崎市次世代育成支援対策推進行動計画の後期計画「新かしわざきこども夢ぶらん」では、『子どもを産み育てやすい社会づくり』の実現に向け、子育てを地域で支えることとしており、保育園に看護師が常駐することで地域において子育てサービス、保育サービス等の充実を図ることができる。

○病児保育の開始

本市では、子育てと就労との両立を支援し、乳幼児の健全な育成を図るために、平成19年度から病後児保育を実施してきた。平成23年度から新たに子育て支援サービスとして病児保育を開始する。

別紙

1 特定事業の名称

9 3 6 保育所における看護師配置補助要件の緩和事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

柏崎市内の保育園及び今後設置予定の保育園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

柏崎市内において、乳児を4人以上6人未満入園させている保育園について、雇用している看護師又は保健師を1人に限って保育士とみなし、保育を実施する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該特例措置の適用の意向を示す保育園（平成23年4月1日の段階で予定しているのは10施設23名）については、構造改革特別区域計画の認定日から特例措置を適用することとする。意向の確認方法については、本市において定期的を開催している保育園長会議にて、特例措置を希望する保育園を特定し、その他の保育園については、当該会議にて、都度、意向確認することとする。

適用に当たっては、各保育園における受入乳児数及び看護師等の配置状況を書面にて確認した上で、適用することとする。

また、看護師等が円滑に保育園での業務を遂行できるよう当該会議にて、随時、聞き取りを行い、保育の質の維持及び向上を図るものとする。